

令和 2 年

第 4 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

閲覧用

付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
7 2	公平委員会の委員の選任について	1
7 3	阿久根市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の一部変更について	3
7 4	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について	1 1
7 5	北薩広域行政事務組合同規約の変更について	1 3
7 6	阿久根市火葬場の指定管理者の指定について	1 5
7 7	阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について	1 7
7 8	財産の取得について	1 9
7 9	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 2
8 0	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
8 1	「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例の制定について	2 7

82	令和2年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）	別冊
83	令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
84	令和2年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）	

議案第72号

公平委員会の委員の選任について

下記の者を，公平委員会の委員に選任したいので，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により，議会の同意を求める。

令和2年12月4日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	濱崎 ゆかり
生年月日	昭和※※年※※月※※日

提案理由

公平委員会の委員 濱崎 ゆかり 氏が令和3年2月28日をもって任期満了となるので，更に同氏を選任しようとするものである。

議案第72号参考

濱崎 ゆかり 氏の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※※年※※月※※日

学 歴

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 主 な 役 職

平成※※年※※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第 7 3 号

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）
の一部変更について

阿久根市過疎地域自立促進計画（平成 2 8 年度～平成 3 2 年度）の
一部を変更したいので，過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法
律第 1 5 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により
議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 4 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

林道施設整備事業等を事業計画に追加するため，計画の一部を変更
しようとするものである。

(別紙)

第3章 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	変 更 後				現 行				備 考
2 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	42頁 事業名に 「(3) 林道」 を, 事業内容に 「林道施設整備事業」を, 事業主体に「阿久根市」を追加する。
	(2) 農道	農地整備事業 (通作・保全) (阿久根第二地区)	鹿児島県		(2) 農道	農地整備事業 (通作・保全) (阿久根第二地区)	鹿児島県		
	(3) 林道	林道施設整備事業	阿久根市		(本文にはなし。)				
	(5) 鉄道施設等 その他	肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業	阿久根市		(5) 鉄道施設等 その他	肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業	阿久根市		

第4章 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

変 更 後	現 行	備 考
<p>Ⅲ 一般廃棄物処理対策</p> <p>し尿・ごみ処理については、……（略）……早急に完成することが求められている</p> <p>Ⅳ 火葬場</p> <p><u>「佛石の里」は、市内唯一の火葬場として、年間約360件の火葬が行われている。しかしながら、建設後24年以上が経過していることから、外壁のひび割れ、タイルの脱落や雨漏りの発生など老朽化が著しく、運営及び維持管理に支障を来しているため、施設の長寿命化を図る必要がある。</u></p>	<p>Ⅲ 一般廃棄物処理対策</p> <p>し尿・ごみ処理については、……（略）……早急に完成することが求められている。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>44頁，22行以降 下線部の追加</p>

(2) その対策

変 更 後	現 行	備 考
<p>Ⅲ 一般廃棄物処理対策</p> <p>④ 生ごみ堆肥化処理モデル事業……(略)…取組を推進する。</p> <p>Ⅳ 火葬場</p> <p><u>施設・設備の老朽化については、火葬を支障なく行うため、年次的な改修によって、長寿命化を推進するとともに、地域住民の公衆衛生その他公共の福祉向上を図る。</u></p> <p><u>〔主要施策〕</u></p> <p>① <u>平成30年度に策定した「阿久根市葬斎場個別施設計画」に基づき、計画に沿った改修を行い、安心・安全な施設管理を行う。</u></p> <p>② <u>施設老朽化の状況に応じて、計画上の事業実施時期を変更するなど柔軟に対応し、より効果的な改修を行い、適切な施設運営に努める。</u></p>	<p>Ⅲ 一般廃棄物処理対策</p> <p>④ 生ごみ堆肥化処理モデル事業……(略)…取組を推進する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>47頁, 33行以降 下線部の追加</p>

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	変 更 後				現 行				備 考
3 生活環境の 整備	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	50頁 事業名に 「(4) 火葬場」 を, 事業内容に 「葬斎場長寿 命化改修事業」 を, 事業主体に 「阿久根市」を 追加する。
	(3) 廃棄物処 理施設 し尿処施 設	し尿処理施設負 担金	北薩広域 行政事務 組合		(3) 廃棄物処 理施設 し尿処理 施設	し尿処理施設負 担金	北薩広域 行政事務 組合		
	(4) 火葬場	葬斎場長寿命化 改修事業	阿久根市		<u>(本文にはなし。)</u>				
	(5) 消防施設	救急車両の更新	阿久根地 区消防組 合		(5) 消防施設	救急車両の更新	阿久根地 区消防組 合		

第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

変 更 後	現 行	備 考
<p>Ⅲ 共生・協働</p> <p>地方分権が進めば、……（略）……仕組みをつくる必要がある。</p> <p>Ⅳ 再生可能エネルギー</p> <p><u>本市は、海や山に囲まれ、多くの地域資源を有しており、その資源を次世代に引き継いでいくことは必要不可欠なことである。</u></p> <p><u>近年、循環型社会への関心の高まりにより、地域資源を活用した多様な再生可能エネルギーに関連する設備等の導入が進む中で、本市においても地域内でエネルギーを循環させる仕組みづくりの構築及び再生可能エネルギーへの関心・知識を深める機会の創出が課題となっている。</u></p>	<p>Ⅲ 共生・協働</p> <p>地方分権が進めば、……（略）……仕組みをつくる必要がある。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>69頁，7行以降 下線部の追加</p>

(2) その対策

変 更 後	現 行	備 考
<p>Ⅲ 共生・協働</p> <p>② 市民の主体的・自主的な……（略）…連携・協力を行う。</p> <p>Ⅳ 再生可能エネルギー</p> <p><u>本市に存する地域資源を最大限利活用し、エネルギーの地産地消による持続可能な自立循環型社会を構築し、再生可能エネルギーに対する市民の理解を促進する。</u></p> <p><u>【主要施策】</u></p> <p>① <u>公共施設への再生可能エネルギー設備を導入する。</u></p> <p>② <u>市民への再生可能エネルギーに対する理解や普及促進を推進する。</u></p>	<p>Ⅲ 共生・協働</p> <p>② 市民の主体的・自主的な……（略）…連携・協力を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>70頁, 13行以降 下線部の追加</p>

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	変 更 後				現 行				備 考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	70頁 事業名に 「(1) 自然エネルギーを利用するための施設」を、事業内容に「再生可能エネルギー導入事業」を、事業主体に「阿久根市」を、備考に「再掲」を新規追加する。
	(1) <u>自然エネルギーを利用するための施設</u>	<u>再生可能エネルギー導入事業</u>	阿久根市	再掲	<u>(本文にはなし。)</u>				
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	集落活性化対策事業	阿久根市	再掲	(2) 過疎地域自立促進特別事業	集落活性化対策事業	阿久根市	再掲	

議案第 7 4 号

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，令和 3 年 4 月 1 日から，鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大島農業共済事務組合を脱退させ，鹿児島県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて，議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 4 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

大島農業共済事務組合の解散に伴い，鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので，地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものである。

(別紙)

鹿児島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

鹿児島県市町村総合事務組合同規約（平成19年指令市町村第1284号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「，大島農業共済事務組合」を削る。

附 則

この規約は，令和3年4月1日から施行する。

議案第 75 号

北薩広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、北薩広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 4 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

北薩広域行政事務組合の事務所の位置を変更することについて、地方自治法第 286 条第 2 項の規定に基づき協議を求められたので、同法第 290 条の規定により議決を求めるものである。

(別紙)

北薩広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

北薩広域行政事務組合同規約（昭和58年指令地第3号許可）の一部を次のように改正する。

第4条中「下名7035番地」を「上名7918番地1」に改める。

附 則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。

議案第 76 号

阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

阿久根市火葬場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 12 月 4 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
阿久根市葬斎場 佛石の里
- 2 指定管理者に指定する団体
株式会社 日本斎苑
- 3 指定する期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由

阿久根市火葬場の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 7 6 号 参考

指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 株式会社 日本斎苑
- 2 代表者名 代表取締役 渡部 彰
- 3 所在地 本店
広島県三次市十日市東二丁目 3 番 8 号
- 4 設立年月日 平成 2 7 年 5 月 1 日
- 5 資本金 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 6 役員数 3 名
- 7 主な事業内容
 - (1) 地方自治法に基づく，指定管理者制度による公共施設の管理運営業務
 - (2) 火葬施設の指定管理業務
 - (3) 火葬施設の運営及び維持管理並びに備品，消耗品の製造・販売業務
 - (4) 火葬設備の企画，設計，経営，建設，製造及び修理並びにコンサルタント業務
 - (5) 警備業務
 - (6) 霊柩寝台車及び一般乗用旅客自動車運送事業
 - (7) 造園業，緑化事業の請負

議案第 77 号

阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について

阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館
- 2 指定管理者に指定する団体
特定非営利活動法人 ぷれでお
- 3 指定する期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号 参考

指定管理者に指定する団体の概要

- 1 団体の名称 特定非営利活動法人 ぷれでお
- 2 代表者名 理事長 川崎 徹志
- 3 所在地 阿久根市山下 5610 番地
- 4 設立年月日 平成 17 年 1 月 14 日
- 5 従業員数 6 名（うち司書 3 名）
- 6 主な事業内容
 - (1) 図書館等の管理・運営に関する事業
 - (2) 生涯学習の推進事業

議案第78号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和2年12月4日提出

阿久根市長 西平良将

1 財産の名称，種類及び数量

(1) 名称

市内小中学校情報機器等

(2) 種類及び数量

ア タブレット端末 865台

イ アに附属するソフトウェア等 一式

2 取得の目的

国のGIGAスクール構想に基づく教育のICT化を図り，子供たち一人ひとりに対する個別最適化された教育を推進するため。

3 取得の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第7号の規定による随意契約

4 取得価格

55,710,325円

5 取得の相手方

鹿児島市金生町4番10号 アーバンスクエア鹿児島ビル5階
富士電機ITソリューション株式会社 鹿児島支店

提案理由

市内小中学校情報機器等を取得するので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿久根市条例第20号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第78号参考

1 取得の相手方の概要

- (1) 商号又は名称 富士電機ITソリューション株式会社
鹿児島支店
- (2) 代表者氏名 支店長 福永志保
- (3) 所在地 鹿児島市金生町4番10号
アーバンスクエア鹿児島ビル5階

2 契約保証の概要

契約保証金 なし

3 財産取得の主な内訳

情報機器及び附属するソフトウェア等

項目	内訳	数量
情報機器	タブレット端末（Windows版）	865
ソフトウェア等	端末管理ツール	一式
	クラウド環境構築支援	一式
	学習支援システム等	一式
	設計・設定・導入作業	一式
	端末保守	一式

議案第 79 号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）が公布されたことに伴い，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「330,000円」を「430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とす

る。)」」を「とする。)及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 80 号

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

子ども医療費の助成に係る窓口負担無償化の対象となる子どもの範囲を県が拡大することとなったため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年阿久根市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り，同条第3項中「乳幼児」を「子ども」に改め，同項を同条第2項とし，同条中第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第4条第1項中「のうち乳幼児」を削る。

附 則

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し，同日前の診療に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

議案第 8 1 号

「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例の制定について

「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅の整備等に必要な財源を基金として積み立てるため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金条例

(設置)

第1条 「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅（以下「道の駅」という。）の整備に必要な経費（当該経費に充当した財源の償還費を含む。以下同じ。）の財源に充てるため、「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算に計上した額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するため、市長が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、基金に属する現金の保管先である金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関が保有する市債の償還財源として基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。